

令和 6 年
6 月高浜市議会定例会
議 案 書

諮問第 1 号

人権擁護委員の推薦について

次の者を人権擁護委員に推薦したいから、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

令和 6 年 6 月 6 日提出

高浜市長 吉 岡 初 浩

- 1 住 所 高浜市呉竹町 XXXXXXXXXX
- 2 氏 名 中 川 健 二 （ 6 3 歳 ）

提案理由

この案は、人権擁護委員中川健二氏が令和 6 年 9 月 30 日で任期満了となるので、再度推薦するためであります。

議案第 36 号

高浜市国民健康保険税条例の一部改正について

次のとおり高浜市国民健康保険税条例の一部を改正するものとする。

令和 6 年 6 月 6 日提出

高浜市長 吉 岡 初 浩

高浜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

高浜市国民健康保険税条例（昭和 34 年高浜町条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項ただし書中「22 万円」を「24 万円」に改める。

第 23 条第 1 項中「22 万円」を「24 万円」に改め、同項第 2 号中「29 万円」を「29 万 5,000 円」に改め、同項第 3 号中「53 万 5,000 円」を「54 万 5,000 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の高浜市国民健康保険税条例の規定は、令和 6 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 5 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由

この案は、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額等を改定するためであります。

議案第 37 号

愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項及び第 291 条の 11 の規定により、愛知県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年 3 月 20 日愛知県知事許可）を次のとおり変更することについて、議決を求める。

令和 6 年 6 月 6 日提出

高浜市長 吉 岡 初 浩

愛知県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

愛知県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年 3 月 20 日愛知県知事許可）の一部を次のように変更する。

別表第 1 中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

提案理由

この案は、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正により、現行の被保険者証が令和 6 年 12 月 2 日以降発行されなくなることに伴い、愛知県後期高齢者医療広域連合規約を変更するためであります。

議案第 38 号

高浜市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等に関する基準を定める条例の一部改正について

次のとおり高浜市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等に関する基準を定める条例の一部を改正するものとする。

令和 6 年 6 月 6 日 提出

高浜市長 吉 岡 初 浩

高浜市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

高浜市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等に関する基準を定める条例（平成 27 年高浜市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「同条第 1 項の」を削る。

第 2 条及び第 3 条を次のように改める。

（用語）

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（地域包括支援センターに係る基準等）

第 3 条 法第 115 条の 46 第 5 項の条例で定める基準は、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 66 に定めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この案は、地域包括支援センターの職員に係る基準等について、省令によることとするためであります。

議案第 39 号

高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について

次のとおり高浜市使用料及び手数料条例の一部を改正するものとする。

令和 6 年 6 月 6 日 提出

高浜市長 吉 岡 初 浩

高浜市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（案）

高浜市使用料及び手数料条例（昭和 39 年高浜町条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 公の施設の部女性文化センターの項及びやきものの里かわら美術館・図書館の項を次のように改める。

女性文化センター	会議室（Ａ）	1 時間	3 8 0	利用の許可を受けたとき	
	会議室（Ｂ）		4 6 0		
	会議室（Ｃ）		2 1 0		
	会議室（Ｄ）		1 8 0		
	小会議室		1 4 0		
	和室（Ａ）		2 1 0		
	和室（Ｂ）		1 9 0		
やきものの里かわら美術館・図書館	ホール	1 時間	2 , 3 0 0	利用の許可を受けたとき	
	ホワイエ		2 4 0		
	講義室		7 4 0		
	会議室		3 7 0		
	スタジオ		8 4 0		
	楽屋 1		2 2 0		
	楽屋 2		1 9 0		

別表第 2 中

「

女性文化セ	衣装展示室	1 月	1 1 , 9 6 0	利用の	高浜市婦人の会
-------	-------	-----	-------------	-----	---------

ンター	小会議室	1月	9,900	許可を受けた	が継続的に利用する場合
やきものの 里かわら美 術館・図書館	ミュージアム ショップ	1月	22,250	とき	指定管理者が継続的に利用する場合
	レストラン	1月	46,750		電気料は、実費

を

「

やきものの 里かわら美 術館・図書館	ミュージアム ショップ	1月	22,250	利用の許可を受けた	指定管理者が継続的に利用する場合
	レストラン	1月	46,750	とき	光熱水費は、実費

に

改める。

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1公の施設の部女性文化センターの項の改正規定は、令和6年7月15日から施行する。
- 令和6年7月15日前に同日以後の女性文化センターの利用の許可を受けた者からは、同日前においても、改正後の別表第1公の施設の部女性文化センターの項の規定の例により使用料を徴収することができる。

提案理由

この案は、高浜市婦人の会の解散に伴い、同会による女性文化センターの継続的な利用に係る使用料の規定を削る等のためであります。

議案第 40 号

高浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

次のとおり高浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものとする。

令和 6 年 6 月 6 日提出

高浜市長 吉 岡 初 浩

高浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

高浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年高浜市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 5 章 事業所内保育事業（第 42 条—第 48 条）」を「第 5 章 事業所内保育事業（第 42 条—第 48 条）
第 6 章 雑則（第 49 条）」に改める。

第 6 条第 1 項中「第 3 号において」を「以下この条において」に改め、同項第 3 号中「この号」の次に「及び第 4 項第 1 号」を加え、同条第 2 項中「しないこと」を「しないこととすること」に改め、同条に次の 2 項を加える。

4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第 1 項第 3 号の規定を適用しないこととすることができる。

（1） 市長が、法第 24 条第 3 項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

（2） 家庭的保育事業者等による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号

に該当する場合を除く。）。

5 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。

（1） 子ども・子育て支援法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

（2） 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第16条第2項第4号中「、乳幼児」を「、利用乳幼児」に改め、「。附則第2条第2項において同じ」を削る。

第23条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改める。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第37条第4号中「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第45条に次の1項を加える。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるものについては、第6条第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

（電磁的記録）

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附則第2条第2項中「（第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 当分の間、小規模保育事業所A型、小規模保育事業所B型、保育所型事業所内保育事業所及び小規模型事業所内保育事業所に置く保育士及び保育従事者の数の基準は、改正後の第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 前項に規定する期間内においても、小規模保育事業者（A型）、小規模保育事業者（B型）、保育所型事業所内保育事業者及び小規模型事業所内保育事業者は、改正後の第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項に定める基準を満たす数の保育士及び保育従事者を置くよう努めなければならない。

提案理由

この案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、本市の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に関して、職員配置の最低基準を見直すほか、所要の規定の整備を行うためであります。

議案第 4 1 号

高浜市いじめ問題対策連絡協議会及び高浜市いじめ問題対策
委員会条例の一部改正について

次のとおり高浜市いじめ問題対策連絡協議会及び高浜市いじめ問
題対策委員会条例の一部を改正するものとする。

令和 6 年 6 月 6 日 提出

高浜市長 吉 岡 初 浩

高浜市いじめ問題対策連絡協議会及び高浜市いじめ問
題対策委員会条例の一部を改正する条例（案）

高浜市いじめ問題対策連絡協議会及び高浜市いじめ問題対策委員
会条例（令和 5 年高浜市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正す
る。

題名を次のように改める。

高浜市いじめ問題対策連絡協議会等条例

目次中「第 3 章 高浜市いじめ問題対策委員会（第 1 1 条—第 1
8 条）」を

「第 3 章 高浜市いじめ問題対策委員会（第 1 1 条—
第 1 8 条）」

第 4 章 高浜市いじめ問題再調査委員会（第 1 9 条
—第 2 5 条）に改める。

第 1 条中「及び高浜市いじめ問題対策委員会」を「、高浜市いじ
め問題対策委員会及び高浜市いじめ問題再調査委員会」に改める。

本則に次の 1 章を加える。

第 4 章 高浜市いじめ問題再調査委員会
（設置）

第 1 9 条 法第 3 0 条第 2 項の規定に基づき、高浜市いじめ問題再
調査委員会（以下この章において「再調査委員会」という。）を
置く。

（所掌事務）

第 20 条 再調査委員会は、市長の諮問に応じ、法第 28 条第 1 項の規定による調査の結果について調査審議し、答申し、又は意見を具申する。

(組織)

第 21 条 再調査委員会は、委員 5 人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第 22 条 委員の任期は、市長が委嘱したときから当該諮問に係る答申又は意見の具申が終了したときまでとする。

(委員長)

第 23 条 再調査委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、再調査委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 24 条 再調査委員会の会議は、委員長が招集する。

2 再調査委員会においては、委員長が議長となる。

3 再調査委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 再調査委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(準用)

第 25 条 第 8 条から第 10 条までの規定は、再調査委員会について準用する。この場合において、第 8 条及び第 10 条中「連絡協議会」とあるのは「再調査委員会」と、第 10 条中「会長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(高浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 高浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 37 年高浜町条例第 2 号）の一部を次のように改正

する。

別表いじめ問題対策委員会委員の項の次に次のように加える。

いじめ問題再調査委員会委員	日額	15,000円
---------------	----	---------

別表備考4中「いじめ問題対策委員会委員」の次に「及びいじめ問題再調査委員会委員」を加える。

提案理由

この案は、高浜市いじめ問題再調査委員会を設置するためであります。

議案第 4 2 号

事業契約の変更について

次のとおり事業契約を変更するものとする。

令和 6 年 6 月 6 日 提出

高浜市長 吉 岡 初 浩

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 契 約 の 目 的 | 高浜小学校等整備事業 |
| 2 | 契 約 金 額 | 変更前 49億5,516万8,916円(税込み)
変更後 49億6,513万7,636円(税込み) |
| 3 | 契約の相手方 | 愛知県高浜市二池町五丁目5番地7
あおみが丘コミュニティ株式会社
代表取締役 近 藤 智 義 |

提案理由

この案は、高浜小学校等整備事業について、企業向けサービス価格指数の上昇による維持管理業務のサービスの対価の増に伴い、事業契約を変更するためであります。